

総務教育常任委員会資料

(令和8年9月15日)

陳情8年議会第17号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
8年－17 (R8.8.28)	議 会	鳥取県議会の政務活動費に係る利息の取扱いの適正化について	
▶陳情事項 鳥取県議会の政務活動費に係る利息の取扱いの適正化を求める。			

▶陳情理由 鳥取市議会（４月と10月にそれぞれ６ヶ月分18万円、32名分を交付）及び米子市議会（４月と10月にそれぞれ半年分22万５千円、26名分を交付）の政務活動費では、政務活動費の交付後に発生した利息についても収入に計上する取扱いとされている。 一方、鳥取県議会では、４月と10月にそれぞれ６ヶ月分150万円、35名分の政務活動費が交付されており、それぞれに係る利息も発生しているはずであるが、その額がいくらだったのか、あるいはその利息は現在どうなっているのか不明である。各議員名義の口座にあっても政務活動費の前渡金として交付されたお金に係る利息は公金と考える。政務活動費専用の口座を設ければ当該利息部分の分離・明確化は可能と考えられるので、政務活動費の利息の取扱いについて御検討いただくようお願いします。
▶提 出 者 鳥取市 個人

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

議会事務局

【現 状】

- 1 鳥取県議会では、鳥取県政務活動費交付条例（以下「条例」という。）第3条に基づき、政務活動費の額は月額25万円とし、各四半期の最初の月（4月、7月、10月、1月）の10日に当該四半期に属する月の分（75万円）を一括して交付している。
- 2 交付した政務活動費から発生した利息の取扱いについては、条例等で特に定めていない。
- 3 よって、条例第5条に基づき提出が必要な収支報告書に発生した利息の計上は求めておらず、議員や議員であった者からの利息分の返還も求めていない。

※全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A（参考指針）」においては、所管省担当者の説明で不当利得として返還請求を行うことはできないとされていることや判例等で返還請求権の行使に基づく請求額について利息を除いている事例があることなどを根拠として、政務活動費の利息については返還義務が直ちに生じるということではないと考えられている。

＜所管省担当者の説明＞

政務調査費の支出は、前渡しで交付される補助金の性質を有することからすれば、交付した時点で公金の性格は有さなくなり、換言すれば市の管理に属していないため、条例等で特に明定している場合は別として、私金の管理は交付を受けた会派又は議員の責任と判断に委ねられるものである。すなわち、私金の管理上生じた預金利子は市の財産に属しておらず、市の方から不当利得として返還請求を行うことはできない。

＜平成23年（行ウ）第21号（平成27年1月20日 岡山地裁）＞

市は、当該会派に対し、不当利得に基づき、政務調査費として支出が許されない額の合計43万9,083円から本来残余額に算入されないはずである預金利息1,469円を控除した43万7,614円の返還請求権を有する。

【県の取組状況】

令和7年12月の議会改革推進会議において、交付された政務活動費から発生した利息の取扱いを議論し、現行の取扱いを維持するとともに、政務活動費受取口座を預金利息が発生しないものに切り替えることの検討を各議員へ働きかけた。

＜主な意見等＞

- ・政務活動費が振り込まれる口座から別の口座に移して使う場合もあり、厳密にやりだしたら本当にきりがないので、政務活動費が振り込まれた口座を利子が付かないようにするという対応はどうだろうか。
- ・按分して計上しているものもあり、政務活動費の口座から引き落とされても後で調整が必要。
- ・取扱いを維持するとしても、利息が付かない口座への切替えを議員へ呼びかけした方がいい。

※政務活動費専用口座を設けても、按分計上が必要な経費の精算時期や計上誤りの修正に伴い政務活動費から発生した利息部分も変動することから、その分離・明確化は困難と考えられる。

※政務活動費の利息で利益を得ているとの批判や疑念を県民の方から持たれないためにも、無利息口座の活用は一つの方策と考えられる。

